

「事業者向け太陽光発電の共同調達支援事業」に係る仕様書

令和5年3月

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課

「事業者向け太陽光発電の共同調達支援事業」に係る仕様書

【目次】

1. 事業内容	- 1 -
2. 事業スケジュール.....	- 5 -
3. 実施報告書の提出等	- 5 -
4. その他	- 6 -

この「事業者向け太陽光発電の共同調達支援事業」（以下「本事業」という。）に係る仕様書（以下「仕様書」という。）は、再生可能エネルギーの利用促進を目的として実施する本事業について、必要な事項を定めるものであり、本事業を実施する事業者（以下「支援事業者」という。）は、この仕様書に定める事項について適切に履行すること。

1. 事業内容

次の内容について、実施すること。

（1）事業の実施体制の構築及び統括責任者等の選任について

- ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を履行すること。
- イ 業務の履行に当たっては、統括責任者及び業務責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者とする。
- ウ 支援事業者より選定された太陽光発電設備設置事業者（以下「設置事業者」という。）及び自家消費型太陽光発電設備を希望する大阪府内民間事業者（以下「導入希望者」という。）からの問い合わせや苦情対応を行う専用窓口を設置すること。
- エ 実施体制図（大阪府、支援事業者、設置事業者、導入希望者及び関係事業者等、本事業の実施体制をまとめたもの）を作成すること。（任意様式）

（2）事業実施スケジュールについて

- ア 事業実施スケジュール表を作成すること。
- イ 事業実施スケジュールは、令和6年度内に太陽光発電設備の導入希望者と設置事業者間で契約締結、施工が可能なスケジュールとすること。
- ウ 事業実施スケジュールは、広告の開始から太陽光発電設備導入完了までの募集スケジュールについて記載すること。

（3）導入希望者に提供するプランの作成について

- ア 導入方式については、第三者保有方式（PPA方式）またはリース方式を基本として、導入希望者の希望により自己負担方式も選択できるようにすること。
- イ 提供するプランは、太陽光モジュールの公称最大出力合計値、又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い方が10kW以上のものとする。
- ウ プランについては、導入希望者が選択しやすいよう、価格の低減等について分かりやすい提案内容にすること。
- エ プランについては、協定締結後、府と協議の上、最終決定すること。

- (4) 導入希望者に対する提案に基づく経済性のシミュレーション等について
- ア 設置事業者が提案するプランについては、導入希望者が現状支払っている電気料金等に基づいて、経済性がわかるシミュレーション及びサービス内容、契約等の条件比較を行うこと。
 - イ 導入希望者が本事業外で既に太陽光発電事業者等から提案を受けている場合、導入希望者の希望に基づき、設置事業者が提案するプランと当該提案について、サービス内容、契約等、総合的な経済性が分かるシミュレーション比較を行うこと。
- (5) 広告宣伝等について
- ア 広告宣伝計画を策定し効果的な広告宣伝等を行うこと。
 - イ 広告内容については、府と協議して定めるものとする。また、広告に府の名称等を用いる場合は、必ずその都度、府の了解を得ること。
 - ウ 導入希望者向けのリーフレットを作成すること。支援事業者は業界団体や市町村等に配布するため、1万部以上を用意すること。
 - エ 府が行う業界団体や市町村等への広報に協力すること。
 - オ 設置事業者決定までに府内において導入希望者向けオンライン説明会を実施すること。また、設置事業者決定後、導入希望者向けに再度、オンライン説明会を実施すること。
 - カ 本事業について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に府の了解を得るものとする。
- (6) ホームページの構築及び運用等について
- ア 本事業に係る Web サイトの構築（PC 及びスマートフォンに対応したもの）、運用、メンテナンスを行うこと。
 - イ Web サイトを使用して導入希望者及び設置事業者の募集を行うこと。
 - ウ Web サイトの構築、運用において、メンテナンス体制の構築及びセキュリティ対策を行うこと。
 - エ Web サイトにおおさかスマートエネルギーセンターホームページへのリンクを作成すること。
 - オ Web サイトでは、本事業以外の広告・宣伝を行わないこと。（府の許可を得た場合を除く）
 - カ 構築した Web サイトにおいて、おおさかスマートエネルギーセンターの広報を合わせて行うこと、広報内容については、府と協議の上、決定すること。
- (7) 設置事業者の選定等について
- ア 太陽光発電設備を確実に供給できる設置事業者を公募により選定するための基準

(以下、「選定基準」という。)を作成の上、選定基準に基づき設置事業者の審査を行うこと。

また、選定基準を満たした設置事業者による入札を行い、経済合理性の高い提案を提示した事業者を選定すること。

- イ 入札価格については、設備費や施工費の他、電力会社等に対する申請費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用を含むものとする。ただし、荷重計算、構造計算に要する費用は含めない。
- ウ 設置事業者選定の入札に参加する事業者は、下記の要件を満たすこと。なお、支援事業者は、設置事業者として入札に参加できないものとする。
 - (ア) 財務状況が健全であること(支援事業者は、信用調査会社からレポートを取得すること等により確認すること。)
 - (イ) 設置事業者又はその下請け事業者が建設業許可において電気工事業の許可を取得していること及び入札時において営業停止処分を受けていないこと。
 - (ウ) 施工保証を裏付けるものとして、施工瑕疵責任に関する保険に加入すること。(生産物賠償責任保険等)
 - (エ) 施工期間中のあらゆる損害への保険に加入すること。(工事保険、請負業者賠償責任保険、労災保険等)
 - (オ) 関係法令(労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法及び電気工事士法等)を遵守すること。
- エ 選定結果については、府へ報告を行い公表すること。
- オ 選定された設置事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書等には必ず次の内容を明記すること。
 - (ア) 契約当事者について
 - (イ) 設置事業内容について
 - (ウ) 手数料等を定める場合は、その扱いについて
 - (エ) 太陽光発電設備導入完了期限について
 - (オ) 個人情報保護について
 - (カ) 支援事業者と設置事業者間の契約不履行による解除または解約の扱いについて
 - (キ) 善管注意義務について
 - (ク) 規定外事項について、誠実に協議する旨の条項を入れること
 - (ケ) 裁判管轄について
 - (コ) 関係法令の遵守について
 - (サ) 支援事業者と設置事業者間の責任の区分を明確に明示すること
- カ 設置事業者より大阪府暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げるものに該当しない旨の誓約書を受領すること。

- キ 選定された設置事業者は、業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。
- ク 事業に伴う責めにおいて、支援事業者又は、設置事業者が負うものとして府は、負わないものとする。
- ケ 太陽光発電設備導入に関する苦情やトラブル等が発生した場合には、設置事業者が誠意を持って対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、支援事業者へ報告すること。
- コ 設置事業者が苦情やトラブル等を解決できない場合には、この解決に向けて、支援事業者が適切に対処するとともに、対応した日時、場所、内容等を記録し、設置事業者へ報告すること。
- サ 苦情やトラブル等については、ケ、コで作成した記録を付して、速やかに府へ報告すること。
- シ 設置事業者の提供価格等の提示の際、導入希望者が容易に判断できるような対応を講じること。
- ス 設置事業者の提供価格を導入希望者へ提示し、契約内容等について十分に説明したうえで、最終的な導入意思の確認を行うこと。
- セ 支援事業者は、太陽光発電を安全かつ確実に設置するため、設置事業者が行う設置業務に対して、その実施状況を確認し、問題等がある場合は指導等を行うこと。

(8) 問合せ対応について

- ア 問合せ及び苦情へ対応するため、支援事業者において専用窓口の設置及び運用を行うこと。
 - イ 問合せ及び苦情については全て専用窓口で受付すること※。
 - ウ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
 - エ 府及び市町村に対する問合せ及び苦情があった場合の対応を行うこと。
 - オ 専用窓口以外への問合せ及び苦情についても対応すること。
 - カ 業務の実施に当たっては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者を選任すること。
- ※ 専用窓口は、苦情について、対応した日時、場所、内容等を記録し、府及び設置事業者へ報告すること。

(9) その他導入希望者に対する付帯設備等の導入支援について

導入希望者が、太陽光発電設備を有効に活用するための付帯設備（蓄電池、EV 充電設備等）の導入や、再エネ電力や非化石証書の購入などゼロカーボンに向けた取り組みを希望する場合は、できるだけ要望に沿うよう対応すること。なお、導入希望者からの直接の金銭の受領禁止の対象外とする。

(10) リスク管理について

事業実施に伴うリスクについては、支援事業者がすべての責任を負うこととし、そのリスクに対して未然防止を図り、適切に対処すること。

2. 事業スケジュール

(1) 事業の実施時期（目安）

導入希望者の募集開始	令和5年7月頃
設置事業者の決定	令和5年10月頃
導入希望者の募集終了	令和5年10月頃
導入希望者への導入意思の確認締切	令和6年1月頃

(2) 事業実施期限

導入希望者の募集開始期限※1	令和5年9月末
工事完了期限※2, 3	令和7年3月末

※1 導入希望者の募集開始期限内に導入希望者の募集を開始しない場合は、協定を解除することとする。

※2 工事完了が令和7年3月末以降となる場合は、協定期間も工事完了まで延長することとする。

※3 期限までに工事完了が困難な場合は、完了予定時期を大阪府へ報告の上、導入者へ説明を行うこと。

3. 実施報告書の提出等

(1) 支援事業者は、次のものについて、令和7年3月31日(月)までに府に提出するものとする。

- ア 実績報告書（事業の実施状況、広報計画の実績等）
- イ チラシ等の広報にかかる作成物及びその電子データ
- ウ その他、事業実施にあたり行ったアンケート等の集計結果

(2) 支援事業者は、(1)ウに記載のアンケート調査について、以下のとおり実施すること。

- ア 導入事業者及び導入辞退者等を対象としたアンケート調査票や設置事業者を対象としたアンケート調査票の作成、回収、集計を行うこと。
- イ アンケートの内容については、事前に府と十分な調整を行い決定すること。また、アンケートの回収率を上げる取組みを実施すること。

4. その他

- (1) 本事業に係る計画に変更が生じた場合は、すみやかに府へ報告し、府と支援事業者が協議したうえで決定する。
- (2) 支援事業者は、府から事業の実施状況等について問い合わせがあった場合は、速やかに対応すること。
- (3) 支援事業者は、関係法令を遵守し誠実に業務を履行すること。
- (4) 支援事業者は、導入希望者及び設置事業者募集の際に、次の事項について明示すること。
 - ア 支援事業者は、大阪府を代理する権限を有するものでないこと。
 - イ 大阪府が支援事業者の資力・信用を保証するものでないこと。
- (5) その他、仕様書の内容等について疑義が生じた場合や本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので本仕様書にない事項等が発生した場合は、府と協議した上で業務を進めること。